

国内経済要録

◇公定歩合および預金準備率の引上げ

商品市況が急速に上昇テンポを速め、卸売物価の騰勢が一層強まっている中で、物価先高感が台頭しつつあるなど、今後の物価動向は一段と警戒を要する状況となった。一方国内景気は依然堅調に推移しており、国際収支も大幅赤字基調にある。

以上のような状況の下で、日本銀行は今後とも物価の上昇を極力抑制していく主旨から、この際金融面の措置を一段と強化することが適当と判断し、2月18日、公定歩合を1%引上げ、2月19日から実施することとしたほか、2月26日、準備預金制度の準備率を引上げ、3月1日より実施することとした(なお、「準備預金制度に関する法律施行令」の改正により準備率の適用区分も変更された)。

1. 公定歩合の引上げ

(単位・年%)		
	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	7.25	6.25
その他のものを担保とする貸付利子歩合	7.5	6.5

2. 準備預金制度の準備率の引上げ

- (1) 預金(外貨預金および非居住者自由円預金を除く)の残高についての準備率(下表のとおり)
- (2) 債券の残高についての長期信用銀行および外国為替銀行の準備率 0.25%(変更前0.125%)
- (3) 金銭信託(貸付信託を含む)元本の残高についての準備率 0.25%(変更前0.125%)
- (4) 外貨預金等および非居住者自由円債務の残高についての準備率
イ. 外貨預金等についての準備率 0.25%(据置)

	変更後			変更前		
	預金残高区分	預金区分	準備率(%)	預金残高区分	預金区分	準備率(%)
銀行 長期信用銀行 外国為替銀行	2兆5,000億円超	定期性預金	1.75	2兆円超	定期性預金	1.625
		譲渡性預金	1.75		譲渡性預金	1.625
		その他の預金	3.25		その他の預金	2.5
8,000億円超 2兆5,000億円以下	定期性預金	0.75	5,000億円超 2兆円以下	定期性預金	0.625	
	譲渡性預金	0.75		譲渡性預金	0.625	
	その他の預金	2.0		その他の預金	1.25	
8,000億円以下	定期性預金	0.25	5,000億円以下	定期性預金	0.125	
	譲渡性預金	0.25		譲渡性預金	0.125	
	その他の預金	1.0		その他の預金	0.25	
相互銀行 信用金庫	8,000億円超	定期性預金	0.25	5,000億円超	定期性預金	0.125
		譲渡性預金	0.25		譲渡性預金	0.125
		その他の預金	1.0		その他の預金	0.25
1,200億円超 8,000億円以下	定期性預金	0.25	800億円超 5,000億円以下	定期性預金	0.125	
	譲渡性預金	0.25		譲渡性預金	0.125	
	その他の預金	1.0		その他の預金	0.25	
800億円超 1,200億円以下	設 定 せ ず		500億円超 800億円以下	設 定 せ ず		
	定期性預金	0.25		定期性預金	0.125	
	譲渡性預金	0.25		譲渡性預金	0.125	
農林中央金庫	定期性預金	0.25		定期性預金	0.125	
	譲渡性預金	0.25		譲渡性預金	0.125	
	その他の預金	1.0		その他の預金	0.25	

ロ. 非居住者自由円債務についての
準備率 0.25% (据置)

◇金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更

日本銀行は2月29日、金利調整審議会の議を経て、臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち、期間の定めがある預金の利率および利回りについては年1.00%、納税準備預金およびその他の預金については年0.75%引上げ、3月10日から実施することを決定した。これに伴い、同日以降のガイドラインとしての預金細目金利についても変更することとした。

今回の措置の概要は次のとおり。

1. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度

期間の定めがある預金 年7.25% (1.0%引上げ)
当座預金 無利息 (変更なし)
納税準備預金 (納税貯蓄組合預金を含む) 年3.5% (0.75%引上げ)
その他の預金 年3.0% (0.75%引上げ)

ただし、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者自由円勘定の預金、貯金および定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定期積金については適用しない。

(注) 3月7日、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者自由円勘定の預金、貯金および定期積金については適用除外とすることが決定された。

2. ガイドラインとしての預金細目金利

(1) 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(単位・年%)				
	新利率	改定前	引上げ幅	
	以下	以下		
期間の定めがある預金				
定期預金 期間3か月のもの	5.0	4.0	1.0	
〃 6か月のもの	6.25	5.25	1.0	
〃 1年のもの	7.0	6.0	1.0	
〃 2年のもの	7.25	6.25	1.0	
据置貯金	定期預金の利率に準ずる	同左	1.0	
定期積金	4.8	4.1	0.7	
当座預金	無利息	無利息	—	
納税準備預金	3.5	2.75	0.75	
その他の預金				
普通預金および普通貯金	2.75	2.0	0.75	
通知預金	3.0	2.25	0.75	
別段預金およびその他の雑預金	2.75	2.0	0.75	

2年もの定期預金の中間利払利率	6.25	5.25	1.0
定期預金の中途解約利率			
預入期間6か月未満	私民日の普通預金の利率	同左	0.75
〃 6か月以上1年未満	5.5	4.5	1.0
〃 1年以上1年6か月未満	6.0	5.0	1.0
〃 1年6か月以上	6.75	5.75	1.0

(2) 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記(1)にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年5.5%以下、期間6か月以上のものについては年6.5%以下とする。

◇郵便貯金の利率引上げ等について

政府は郵政審議会の議を経て3月7日、郵便貯金法施行令および関係諸政令の一部を改正する政令を公布し、郵便貯金および郵便貯金預金者貸付金の利率を上げるとともに郵便貯金預金者貸付金の貸付期間を延長した(前者は3月10日、後者は4月1日からそれぞれ実施)。改定後の利率等次のとおり。

(1) 郵便貯金の利率の引上げ (郵便貯金法施行令第2条関係)

(単位・年%)			
	改定後	改定前	引上げ幅
通常貯金	4.08	3.36	0.72
積立貯金 (据置期間中の中途解約)	5.16 (3.72)	4.44 (3.00)	0.72 (0.72)
定額貯金			
1年未満	5.50	4.50	1.00
1年以上 1年6か月未満	6.00	5.00	1.00
1年6か月以上 2年未満	6.75	5.75	1.00
2年以上 3年未満	7.00	6.00	1.00
3年以上 (据置期間中の中途解約)	7.25 (3.75)	6.25 (3.00)	1.00 (0.75)
定期貯金			
期間6か月のもの	6.25	5.25	1.00
〃 1年〃 (中途解約 6か月未満)	7.00 (2.75)	6.00 (2.00)	1.00 (0.75)
(〃 6か月以上)	(5.50)	(4.50)	(1.00)
住宅積立貯金			
3年 (住宅金融公庫等から貸付を受けない場合は1.08%安)	6.72	5.76	0.96
4年	6.96	6.00	0.96
5年 (中途解約は同水準)	7.20	6.24	0.96

(中途解約 1年未満)	(4.44)	(3.48)	(0.96)
(中途解約 1年以上2年未満)	(4.68)	(3.72)	(0.96)
(中途解約 2年以上3年未満)	(4.92)	(3.96)	(0.96)
(中途解約 3年以上4年未満)	(5.16)	(4.20)	(0.96)
(中途解約 4年以上5年未満)	(5.40)	(4.44)	(0.96)
進学積立貯金			
2年以下	4.80	4.08	0.72
2年1か月以上	5.04	4.32	0.72
(中途解約 1年未満)	(3.48)	(2.76)	(0.72)
(中途解約 1年以上2年未満)	(3.72)	(3.00)	(0.72)
(中途解約 2年以上)	(3.96)	(3.24)	(0.72)
(国民金融公庫等から貸付を受けない場合 (2年未満)	(5.04)	(4.32)	(0.72)
(中途解約 (2年) は同水準)	(5.16)	(4.44)	(0.72)
(中途解約 (1か月以上)	(5.28)	(4.56)	(0.72)

(注) 実施期日前に第1回目の積立分が預入された積立貯金、住宅積立貯金および進学積立貯金ならびに同日前に預入された定額貯金および定期貯金の利率については、従前の例による。

(2) 郵便貯金預金者貸付金の貸付期間延長(同施行令第3条関係)

改定後	改定前
1年	6か月

(注) 実施期日前に貸付けた貸付金で、実施期日において現に貸付中のものについても適用する。

(3) 郵便貯金預金者貸付金の利率引上げ(同施行令第4条関係)

(単位・年%)

担保となる郵便貯金	改定後	改定前	引上げ幅
積立貯金	5.50	4.75	0.75
定額貯金(弁済までの預け入れ期間)			
6か月未満	4.00	3.25	0.75
6か月以上 1年未満	5.75	4.75	1.00
1年以上 1年6か月未満	6.25	5.25	1.00
1年6か月以上 2年未満	7.00	6.00	1.00
2年以上 3年未満	7.25	6.25	1.00
3年以上	7.50	6.50	1.00
定期貯金			
期間6か月のもの	6.50	5.50	1.00
〃 1年 〃	7.25	6.25	1.00

(注) 実施期日前に第1回目の積立分が預入された積立貯金ならびに同日前に預入された定額貯金および定期貯金を担保として貸付ける貸付金の利率については、従前の例による。

◇短期貸出金利の引上げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行(銀行勘定)および長期信用銀行は、短期貸出金利を次のとおり引上げ、2月22日より逐次実施した(2月19日以降各行発表)。

短期貸出金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
手形の割引ならびに貸付	9.25以下	8.25以下
当座貸越	10.25以下	9.25以下
標準金利	7.5	6.5

◇長期金利の引上げ

1. 政府は長期国債、割引国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、3月債より実施した(国債は2月29日、その他は3月7日決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	8.0	7.7
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	8.090	7.788
割引国債	発行価格(円)	68.50	70.50
	応募者利回(%)	7.860	7.241
政府保証債	表面利率(%)	8.1	7.8
	発行価格(円)	99.75	99.75
	応募者利回(%)	8.145	7.844
公募地方債	表面利率(%)	8.1	7.8
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	8.190	7.889

2. 金融債

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債および割引金融債の発行条件を次のとおり改定し、3月債から実施した(2月27日発表)。

利付金融債・割引金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率)
(割引金融債は割引率、発行価格)

		変更後	変更前
利付金融債	5年もの	7.9 (7.9%、100.00円)	7.3 (7.3%、100.00円)
	3年もの	7.761 (7.7%、99.85円)	7.080 (7.0%、99.80円)
割引金融債		7.631 (7.07%、92.91円)	6.632 (6.2%、93.78円)

3. 長期貸出最優遇金利

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引上げ、3月1日から実施した(2月27日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	8.8	8.2

4. 貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率

(1) 信託銀行7行は、貸付信託予想配当率を次のとおり引上げ、2月21日以降新規募集分から実施した(2月27日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間2年のもの	7.45	6.45
〃 5年のもの	7.92	7.32

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行、および沖縄銀行は、合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引上げ、3月10日以降新規受託分から実施した(2月27日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間1年以上のもの	7.0	6.0
〃 2年以上のもの	7.3	6.3
〃 5年以上のもの	7.73	7.13

◇事業債の発行条件の改定

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改定し、3月債から実施した(3月3日発表、次段参照)。

事業債の発行条件の改定

	期間	発行価格 (円)	表面利率(%)		応募者利回り (%)	
			改定後	改定前	改定後	改定前
AA格債	12年	99.25 (据置)	8.2 (0.3)	7.9	8.324 (0.302)	8.022
A格債	10年	99.50 (据置)	8.3 (0.3)	8.0	8.391 (0.301)	8.090
BB格債	10年	99.50 (据置)	8.4 (0.3)	8.1	8.492 (0.302)	8.190
B格債	10年	99.50 (据置)	8.5 (0.3)	8.2	8.592 (0.301)	8.291

(注) カッコ内は改定幅。

◇円相場安定対策について

大蔵省、日本銀行は、3月2日、円相場の安定を図るため、米国、西ドイツ、スイス各国との密接な連携のもとに外国為替市場における介入体制を強化し、また、資本流入の促進措置を講じることとした。本件に関し大蔵大臣、日本銀行総裁は次のとおり共同談話を発表した。

1. 最近における外国為替市場の動向にかんがみ、円相場の安定を図ることが、わが国経済の持続的発展を確保するため必要不可欠であり、ひいては国際通貨情勢の安定にも資することになると考える。

2. 大蔵省および日本銀行は、このほど、米国、西ドイツおよびスイスの各通貨当局とも協議した結果、これら諸国と協調して、外国為替市場の一層の安定化に努めることに合意した。

このため、わが国通貨当局としては、今後とも外国為替市場において積極的に介入を行う方針であるが、米国通貨当局も、国際協調の一環として、状況に応じ、ニューヨーク外国為替市場においてその自己勘定による円相場支持介入を行うとともに、今後、必要が生ずればいつでも日本銀行とのスワップ取極の発動に必ず用意がある旨表明した。

かかる協調行動は、これをより効果的にするため、西ドイツおよびスイスの通貨当局と密接な連携の下に行われる。

3. また、大蔵省は、外国為替市場における介入強化に加えて、わが国への資本流入をさらに促進するため、次の措置を講ずることとした。

(1) 外国為替公認銀行の本店自由円勘定を通じる海外

からの資金取入れを、弾力的に認める。

- (2) 外国中央銀行等の自由円預金は、臨時金利調整法に定める金利最高限度の適用除外とすることとし、所要の手續をすすめる(注)。
- (3) 本邦企業等の円建私募債の海外発行について、弾力的に取扱う。
- (4) 本邦の外国為替公認銀行にも、中長期インパクト・ローンの貸付けを認めるなど、インパクト・ローンの導入を一層弾力化する。

(注) 日本銀行政策委員会は3月7日決定。

◇国債整理基金による国債対市中入札買入れについて

政府は、最近の国債市況動向にかんがみ、国債整理基金による国債の対市中入札買入れを次のとおり実施した。

買入日	3月4日	3月8日
買入額	1,075億円	1,060億円
買入銘柄	利付国庫債券 (10年)第11回	八分利国庫債券 第7回
買入最高価格	額面100円当り 82円20銭	額面100円当り 96円50銭

◇国債振替決済制度の発足

大蔵省、日本銀行は、2月20日、国債の流通、保管の順便化を図り、もって国債流通市場の整備、育成に資する趣旨から、日本銀行を受寄機関とする国債振替決済制度を発足させた。本制度の基本的な仕組は以下のとおり。

1. 構成者

- (1) 受寄機関……日本銀行。
- (2) 参加者……受寄機関の承認を得て、受寄機関に寄託口座を有する者。具体的には政府(資金運用部、国債整理基金等)、金融機関・証券会社等(登録国

債の利子について所得税の源泉徴収を免除されている法人<以下「指定金融機関」という>、日本銀行等。

- (3) 間接参加者…参加者に対し寄託口座を有する顧客のうち、自らも顧客を持つ者。具体的には参加者以外の指定金融機関。
- (4) 顧客……参加者または間接参加者に対し寄託口座を有する者。具体的には参加者、間接参加者以外の指定金融機関および非課税法人。なお、税制面の制約から、当面、参加者および顧客の範囲は、以上のように、指定金融機関と非課税法人に限定。

2. 寄託できる国債の範囲

当面は下記の条件を備える中・長期利付国債とする。

- (1) 新発債は発行日に寄託されるものであること。
- (2) 既発の登録債については、寄託日の属する利子計算期間の初日以降継続して登録され、かつその間、登録名義人が指定金融機関または非課税法人で連続したものであること。
- (3) 既発の現物債については、利子の支払期日またはその翌日に寄託されるものであること。

3. 寄託、返還および振替

- (1) 国債の顧客から参加者への寄託、参加者から受寄機関への寄託は、それぞれの寄託契約に基づいて行う。寄託に当たっては、自己分と顧客分を分別する。
- (2) 受寄機関は、参加者から寄託を受けた国債を、寄託者からの授權に基づいて、受寄機関名義で一括登録する。
- (3) 受寄機関、参加者および間接参加者が寄託者から寄託国債の返還請求を受けたときは、当該国債と同一銘柄の国債を返還する。
- (4) 寄託者相互間の売買、担保取引等に伴う国債の受け渡しは、寄託口座間の振替で行われる。

4. 元利払

受寄機関は、顧客、間接参加者および参加者の委任を受けて、受寄国債の元利金を、元利払期日に、国債元利金支払機関から一括受領のうえ参加者に配分する。顧客、間接参加者への元利金の配分は参加者が行う。

◇地方財政収支試算(55年度ベース)

自治省は、2月28日、60年度までの地方財政の歳出と歳入を見通した「地方財政収支試算(55年度ベース)」を国会に提出した。同試算は「昭和55年度地方財政計画」

を基礎とし、「昭和60年度経済の暫定試算」における諸指標および国の「財政収支試算(昭和55年度ベース)」の想定を手掛りとして試算したものであり、その計数次のとおり。

地方財政収支試算(55年度ベース)年次別内訳

(単位・億円)

区 分		54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	60年度 55年度 年平均 伸び率
歳 出	経常部門								
	公債費	26,400	30,800	38,300	45,900	51,300	57,200	63,700	15.6%
	社会保障移転支出	44,800	49,200	55,000	61,400	68,600	76,700	85,600	11.7
	その他	162,200	174,100	192,100	211,800	233,700	257,700	284,300	10.3
	計(A)	233,400	254,100	285,400	319,100	353,600	391,600	433,600	11.3
	投資部門								
投資的経費	151,300	158,700	179,300	202,600	229,000	258,700	292,400	13.0	
その他	3,300	3,600	4,000	4,400	4,800	5,300	5,900	10.3	
計(B)	154,600	162,300	183,300	207,000	233,800	264,000	298,300	12.9	
合計(A)+(B)=(C)	388,000	416,400	468,700	526,100	587,400	655,600	731,900	11.9	
歳 入	一般財源	210,400	(225,700) 235,900	256,200	298,800	348,400	405,800	457,300	(15.2) 14.2
	国庫支出金	100,100	104,400	114,200	125,000	137,200	150,900	166,200	9.7
	地方債	49,000	(34,000) 44,300	37,900	42,200	47,100	52,500	58,600	(11.5) 5.8
	その他	28,500	31,800	35,400	39,400	43,900	48,900	54,500	11.4
	合計(D)	388,000	(395,900) 416,400	443,700	505,400	576,600	658,100	736,600	(13.2) 12.1
要調整額(C)-(D)	—	—	25,000	20,700	10,800	—	—	—	—
(参考)	地方債依存度	12.6%	10.6%	8.5%	8.3%	8.2%	8.0%	8.0%	—
	地方債残高	259,000	289,000	309,000	328,000	349,000	372,000	396,000	—

(注) 55年度数値の上段()書きは、昭和55年度の地方財政対策として措置された地方交付税の増額分1兆250億円、建設地方債の増額分1兆300億円をそれぞれ控除した額であり、60年度/55年度年平均伸び率の上段()書きは、55年度の()書き数値に対応する年平均伸び率である。

試算の前提および要領

1. 経済審議会企画委員会の「昭和60年度経済の暫定試算」(昭和55年1月25日公表)における昭和60年度の次の諸指標を参考としている。

- (1) 名目GNP.....424.9兆円
- (2) 国民所得.....346兆円程度
- (3) 社会保障移転(対国民所得比).....14½%程度
- (4) 公的固定資本形成.....45.0兆円
- (5) 租税負担(対国民所得比).....26½%程度

2. 地方財政の歳入・歳出を試算するに際しては、55年度地方財政計画額を基礎とし、上記諸指標および国の「財政収支試算(55年度ベース)」の想定を手掛りとして次のとおり想定した。

- (1) 名目GNP伸び率については、56年度以降各年度等率(11.4%)とした。
- (2) 歳入については、それぞれ次のとおりとした。

① 一般財源については、地方税、地方譲与税および地方交付税のそれぞれについて次の方法により推計して積算した。

イ. 地方税.....国・地方の税源配分の割合には変更がないものという前提で試算した。

具体的には、56~59年度の税収については、各年度等率(16.1%)で伸びるものとし、60年度の税収については、名目GNP伸び率に対して弾性値1.1で伸びるものとした。

ロ. 地方譲与税.....55→60年度平均伸び率3.5%、各年度等率とした。

ハ. 地方交付税.....国の経常部門の税収中地方交付税に配分される割合が変わらないものとの想定により算定し、各年度の交付税特別会計における借入金の償還額および臨時地方特例交付金の額を加減している。

② 国庫支出金.....昭和55年度をベースとして国の試算の各歳出項目の伸び率から算定した。

③ 地方債.....昭和55年度の通常ベースの地方債の額(普通会計に属する地方債の総額から財源対策のために増発した地方債1兆300億円を控除した額)をベースとして、55→60年度平均伸び率11.5%、各年度等率とした。

④ その他.....55→60年度平均伸び率11.4%(名目GNP伸び率)、各年度等率とした。

(3) 歳出については、それぞれ次のとおりとした。

(経常部門)

- ① 公債費……………現行の発行条件で算定した。
 ② 社会保障移転支出…55→60年度平均伸び率11.7%、各年度等率とした。
 ③ その他……………55→60年度平均伸び率10.3%、各年度等率とした。

(投資部門)

- ④ 投資的経費……………55→60年度平均伸び率13.0%、各年度等率とした。
 ⑤ その他(出資貸付等)…55→60年度平均伸び率10.3%、各年度等率とした。

なお、歳出の項目区分は、国民経済計算上の概念を参酌して設定したが、その内訳は参考資料のとおりである。

(4) 「要調整額」は、上記各項目ごとの算定方法によって算出した歳出が歳入を超える額を計上したものであり、各年度において一般財源の増額、建設地方債の増発等により調整を要する額である。

なお、この場合歳入中の地方債については、公共事業等に係る建設地方債の充当率を昭和50年度当初ベース(おおむね30%程度)として歳入を見込んでいるので、今後各年度において建設地方債が増発される場合には、この取支試算上の地方債およびこれに係る公債費がこれに連動して増額されるものである。

また、昭和54年度においては、資金運用部資金の借入等による地方交付税の増額2兆4,600億円および公共事業等に係る建設地方債の増発1兆6,400億円が、また、昭和55年度においては、資金運用部資金の借入等による地方交付税の増額1兆250億円および公共事業等に係る建設地方債の増発1兆300億円が措置されているが、昭和56年度以降の歳入中にはこのような措置は含まれていない。

(5) 「地方債依存度」は各年度の地方債の額を歳入の合計額で除したものであり、今後各年度において建設地方債が増発される場合には、これに連動して地方債依存度は高くなるものである。

なお、この場合には、「地方債残高」も多くなるものである。

(参考資料)

55年度地方財政計画における経常部門の「社会保障移転支出」「その他」および投資部門の「投資的経費」「その他」の内訳

〔経常部門〕

「社会保障移転支出」の内訳	億円	(構成比・%)
社会 保 障 関 係 経 費 ①	35,500	(72.1)
恩 給 費 ②	2,000	(4.1)
共済組合・公務災害補償基金負担金 ③	11,600	(23.6)
児 童 手 当(地方公務員関係分)等 ④	100	(0.2)
合 計	49,200	(100.0)

「その他」の内訳	億円	(構成比・%)
給 与 関 係 経 費 ⑤	104,300	(59.9)
一 般 行 政 経 費 ⑥	53,900	(31.0)
維 持 補 修 費 ⑦	5,500	(3.2)
失 業 対 策 事 業 費 ⑧	1,400	(0.8)
公 営 企 業 繰 出 金(経常) ⑨	5,800	(3.3)
不交付団体の平均水準を超える経費 ⑩	3,200	(1.8)
合 計	174,100	(100.0)

〔投資部門〕

「投資的経費」の内訳	億円	(構成比・%)
投 資 的 経 費 ⑪	157,900	(99.5)
不交付団体の平均水準を超える経費 ⑫	800	(0.5)
合 計	158,700	(100.0)

「その他」の内訳	億円	(構成比・%)
公 営 企 業 繰 出 金(資本) ⑬	2,400	(66.7)
出 資・貸 付 金 ⑭	1,200	(33.3)
合 計	3,600	(100.0)

(注) 地方財政計画からみた分類の例示

	億円
給 与 関 係 経 費 ② + ③ + ⑤	=117,900
一 般 行 政 経 費 ① + ④ + ⑥ + ⑨	= 90,700
投 資 的 経 費 ⑪ + ⑫	=159,300